

平成24年4月から

# 「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために、中学校修了前の子どもを養育している方に支給する「子ども手当」は、平成24年4月から「児童手当」に名称が変わりました。

## ○支給の対象は？

中学校卒業まで(15歳に達した最初の3月31日まで)の児童を養育している方(父または母などの所得が高い方)

## ○支給額は？

児童の年齢	児童手当月額
3歳未満※1	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円※2)
中学生	一律10,000円

※1 3歳に達した月の翌月から手当額が変わります。

※2 第1子、第2子、第3子…の児童の数え方について、18歳到達年度末までの間にいる児童を対象とします。

《例：17歳、13歳、8歳の子を養育している場合》

年齢	17歳	13歳	8歳
受給要件	非該当	該当	該当
出生順位	第1子	第2子(中学生)	第3子(3歳以上で小学校修了前)
手当月額	—	10,000円	15,000円

## ○支給時期は？

年3回、支払月の10日に支給されます。  
※10日が土日祝日の場合はその前の平日

支払月	6月	10月	2月
6月	2月分～5月分	6月分～9月分	10月分～1月分

## ○子ども手当からの引き継ぎ点

- ①原則として児童が日本国内に住んでいること(海外留学している場合を除く)
  - ②児童が施設に入所している場合や里親に委託されている場合は、施設の設置者や里親などに支給
  - ③父母などが海外にいる場合、父または母が指定する人に手当を支給
  - ④児童が未成年後見人に養育されている場合、未成年後見人に手当を支給
  - ⑤両親が離婚協議中で別居している場合、児童と同居している方に支給
  - ⑥受給者の申出により、保育料・学校給食費などを手当から徴収することが可能
- ※①～⑤に該当する場合は、それらを証明する書類などの提出が必要です。

## ○子ども手当からの変更点

平成24年6月分(平成24年10月支払月分)より所得制限が導入される予定です。(平成24年4月、5月分の手当については、所得制限はありません)

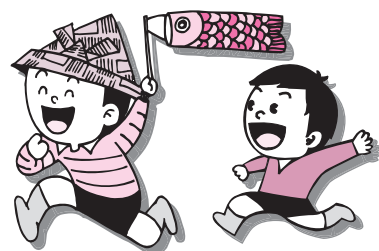
## ○次の場合は申請が必要です

- ①初めてお子さんが生まれたとき
  - ②養育する児童が増えた(または減った)とき
  - ③児童を養育しなくなったことなどにより、支給要件に該当しなくなったとき
  - ④名寄市に転入、市外に転出するとき
  - ⑤公務員になった、公務員でなくなったとき
  - ⑥受給している方や養育している児童の名前が変わったとき
  - ⑦その他変更(振込先口座など)があったとき
- ※平成23年10月の子ども手当制度変更に伴い、認定請求書を提出いただいた方について、改めて手続きはありませんが、②～⑦に該当する場合は手続きが必要です。

児童手当は、原則、申請した翌月分から支給されます。ただし、誕生日、転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。(公務員の方は、勤務先で申請)

## ○申請に必要なもの

- ・印鑑
  - ・健康保険被保険者証の写しなど(請求する方が「会社員」の場合)
  - ・金融機関の口座番号(請求者名義)がわかるもの
- ※その他必要に応じて書類を提出いただく場合があります。



問い合わせ こども未来課こども未来係(市役所名寄庁舎13番窓口)

☎01654③2111 内線3242